

# NPOそばネットジャパン「そばパートナーズ」顕彰規程

## 目 的

第1条：特定非営利活動法人そばネットジャパン（以下「そばネットジャパン」という。）は、日本の伝統食文化である「手打ちそば」の普及・啓発のための活動を推進しています。そばネットジャパンの会員（団体正会員に所属する構成員及び個人正会員）が、誇りをもってそば文化の普及活動に参加していることは、いわゆる「そばパートナーズ」（パートナーはパートナーシップ“協力・協働関係”に関わる人を意味し、交流、地域活力向上のためのそば文化普及活動に携わる人）であります。したがって、そばを通しての積極的な会員の活動を支援し、一定の成果に対して「そばパートナーズ」として顕彰するものです。

なお、この制度は、会員がそば文化の発展・継承に寄与する無償の活動に対する顕彰であり、他のそばネットジャパン事業に関して何らの特典も付与しません。

## 単位付与対象事業

第2条：単位を付与する対象事業は、別紙1「NPOそばネットジャパン そばパートナーズ単位表」に定める事業とし、その事業に参加した者に同表の区分・事業に応じた単位を付与するものとします。

2：前項の事業のうち、団体正会員主催事業については、事前にそばネットジャパン代表理事の承認を受けたものに限って単位を付与することができます。対象事業として承認を得ようとする場合は、別紙2により事前に申請しなければなりません。

## 単位の付与者

第3条：単位付与者は前条に定める事業の主催者であるそばネットジャパンもしくは団体正会員の代表者とします。

2：単位付与者は、開催日、事業名、主催者名、単位数を記載したラベルに押印して交付、または、事業参加者が記載した「そばパートナーズノート」に押印するものとします。

## そばパートナーズノート

第4条：NPOそばネットジャパンは、単位ラベルを貼付または単位を記載するための「そばパートナーズノート」（以下「ノート」という。）を、希望者に有料で頒布します。

2：前2条により単位を授与された者は、ノートに単位ラベルを貼付または単位、さらに累計単位数を記載して活動時に携帯するものとします。

3：取得した単位は、当該本人に限り有効とします。

## 顕 彰

第5条：単位取得者に対しては、取得単位に応じて下記の称号を授与します。

【100単位】 そばパートナーズ	【700単位】 Platinum そばパートナーズ
【200単位】 Bronze そばパートナーズ	【1000単位】 Diamond そばパートナーズ
【300単位】 Silver そばパートナーズ	【2000単位】 Cosmos そばパートナーズ
【500単位】 Gold そばパートナーズ	

## その他

第6条：（一社）全麵協のZEN麵ライセンス規約に基づく単位は、この規程に基づく単位として継承できるものとします。

2：本規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定めるものとします。

附則 1：この規程は、令和2年4月1日から施行する。